

福島労発基 0916 第 12 号
令和 8 年 9 月 16 日

福島県社会保険労務士会会長 殿

福島労働局長



福島県最低賃金の改正に係る周知広報等について（要請）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福島県最低賃金は、令和 8 年 10 月 16 日から 1,094 円（現在の時間額 1,033 円から 61 円引上げ）となります。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、当局においては、最低賃金の改正及び賃金引上げのための各種支援策の周知広報に努めております。

つきましては、貴会におかれましても、最低賃金制度の重要性について御理解をいただき、貴会が発行する広報誌（紙）及びホームページ等への福島県最低賃金の掲載について、御高配をいただきますようお願い申し上げます。

【担当者】 労働基準部賃金室

室長 二見

TEL 024-536-4604